

新潟県輸出水産動物衛生証明書発行等取扱要領

令和8年4月24日

1 目的

本要領は、新潟県（以下、県という）から外国へ輸出される水産動物について、県が作成するリストへの養殖施設の登載、輸出国が必要とする疾病に関する県の衛生証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく輸出証明書を除く。）発行の手続きを定めるものである。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）養殖施設

別表1で指定された水産動物のみの養殖を目的とした飼育施設（飼育のための池、水槽及びそれに附帯する設備）をいう。

（2）養殖業者

養殖施設を所有し又は管理し、当該施設を専用に使用して水産動物の養殖業を営む者をいう。

（3）リスト

外国に水産動物を輸出する養殖施設又は当該養殖施設に水産動物を供給する養殖施設であって、県が別表1で定める水産動物の対象疾病について厳格な防疫措置が実施されていることを認めた施設が登載されたリストをいう。

（4）リスト登載養殖施設

リストに登載された養殖施設をいう。

（5）リスト登載養殖業者

リスト登載養殖施設で指定された水産動物の養殖業を営む養殖業者をいう。

（6）水産動物搬送票

リスト登載養殖施設間で水産動物の移動を行う際に、所要事項を記入し、移動させる水産動物に添付する証票のことをいう。

3 リスト登載養殖施設

（1）養殖施設のリストへの登載

- ① 養殖施設のリストへの登載を希望する養殖業者は、登載を希望する養殖施設毎に以下の資料を添え、別紙様式第1号の養殖施設リスト登載申請書を、県に提出する。

ア 養殖施設の位置図

イ 養殖施設内訳一覧（別紙様式第1－2号）

ウ 別表1で指定される水産動物・疾病についての過去2年間の検査結果（別紙様式第1－3号）

エ 本要領4の遵守事項に関する誓約書（別紙様式第1－4号）

オ 申請する養殖業者と養殖施設の所有者が異なる場合にあっては、両者の関係について証明する書類（養殖施設に関する賃貸借契約書等）の写し

② 養殖業者から①の提出を受けた県は、申請のあった提出書類及び養殖施設の確認を行う。

③ 県は、養殖業者から申請のあった養殖施設が本要領に照らして適切であると認める場合は、別紙様式第2号により当該養殖施設をリストに登載し、当該養殖業者にその旨を連絡する。

（2）リスト登載基準

① 養殖施設がアからエまでの基準をすべて満たしていること。

ア 養殖施設は、囲いの設置等の措置により外部からの人又は動物の自由な侵入が妨げられていること。

イ 飼育水には、地下水、水道水又は確実に殺菌された水を使用していること。

ウ 養殖施設において、過去2年間、別表1で指定された疾病の感染が確認されていないこと。

エ 養殖施設は、過去2年間の間に、本基準を満たさなくなったことにより、リストから抹消されていないこと。

② 当該養殖施設で飼育しているすべての水産動物が、過去2年間にわたり、以下ア及びイの基準を満たしていること。

ア 当該養殖施設由来のものであること。

イ 4の（1）に定める検査により、指定された疾病の感染が認められないこと。

③ 養殖業者が4に定められた事項を遵守していること、又は今後も遵守することについて誓約していること。

（3）リスト登載施設の内容の変更

① リスト登載養殖施設の申請内容について変更を行おうとするリスト登載養殖業者は、変更前に、別紙様式第3号により養殖施設のリスト登載内容変更申請書を県に提出しなければならない。

② 養殖業者から①の提出を受けた県は、変更申請のあった養殖施設について提出書類及び養殖施設の確認を行い、変更後の当該養殖施設が（2）の基準を満たしていることを確認する。

③ 県は、養殖業者から申請のあったリスト登載養殖施設が本要領に照らして適切であると認める場合は、別紙様式第2号のリスト登載事項を変更（備考欄に変更年月日及び変更内容を記載）し、その旨を当該養殖業者に連絡する。

(4) リスト登載養殖施設のリストからの抹消

- ① リスト登載養殖施設をリストから抹消しようとする養殖業者は、別紙様式第4号により養殖施設リスト抹消申請書を、県に提出する。
- ② 養殖業者から①の提出を受けた県は、抹消を希望する理由を確認する。
- ③ 県は、リスト登載養殖施設について、別表1で指定された水産動物の疾病が確認されたとき、リスト登載養殖施設が(2)の基準を満たしていないことが関係書類又は現地確認により確認されたとき若しくは一般からの通報により疑義が生じたときには、当該リスト登載養殖施設を調査し、4の事項が遵守されていたかどうかを確認する。また、指定された疾病が確認されたときには、当該疾病の侵入原因を調査する。
- ④ 県は、リスト登載養殖業者からの申出があったとき又はリスト登載養殖施設が(2)の基準を満たさなくなったとき(リスト登載養殖業者が4の遵守事項を守っており、かつ、直ちにリスト登載養殖施設変更を行った結果、当該養殖施設が(2)の基準を満たす場合は除く。)は、当該リスト登載養殖施設をリストから抹消するとともに、その旨を当該養殖業者に連絡する。

(5) 指定疾病の発生によりリストから抹消された養殖施設内の飼育棟の再登載

- ① 別表1で指定された水産動物の疾病の発生が確認されたため、(5)の④によりリストから抹消された飼育棟について、(2)の①のエの基準にかかわらず、当該疾病の発生から2年間を経過せずとも、(1)により再登載を申請することができるものとする。ただし、この場合、県は、(3)の①による進達の際、(2)の基準に加え、次に掲げる事項を全て満たしていることを確認するものとする。

ア 当該疾病が持続的養殖生産確保法施行規則(平成11年農林水産省令第三十一号)に定める特定疾病である場合には、確認された全ての水産動物及びその水産動物と同じ水域で飼育していた水産動物が持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第8条第1項の命令に基づき、焼却、埋却その他病原体の感染性を失わせる方法による処分がなされていること。

イ 当該疾病が確認された飼育棟には、対象となる水産動物がいないことを確認すること。なお、当該飼育棟内で当該疾病が確認されていない水産動物を飼育している池(水槽を含む。以下同じ。)がある場合、池ごとに少なくとも5尾サンプリングし、当該疾病の検査の結果、陰性と確認された水産動物及びその水産動物と同じ水域で飼育している水産動物については、リスト登載施設以外の養殖施設に移動させることができる。

ウ 養殖施設内の当該疾病が確認された飼育棟以外の飼育棟においては、異なる水域の池ごとに少なくとも5尾サンプリングし、当該疾病の検査を行い、確実に当該疾病の発生がないことを確認すること。

エ 当該疾病が確認された飼育棟内を水産防疫対策要綱(平成28年7月1日付

け 28 消安第 3823 号農林水産省消費・安全局長通知) に基づく方法で消毒し、当該飼育棟内の全ての池を 3 日以上乾燥させること。その後、当該飼育棟内の濾過槽を含めた池に飼育水を入れ、水産動物がいない状態で 1 週間以上飼育水を循環させること。

オ 当該飼育棟に水産動物を導入し、別添 1 に従って、当該疾病の発症可能水温で 3 週間以上飼育後に、当該疾病の検査を行い、陰性であることを確認すること。なお、サンプリング方法は、別添 1 (3) ②イに従って行うこと。

(6) 県は、リスト登載養殖施設への巡回指導を行い、リスト登載養殖業者に対し、4 の遵守事項等の指導に努める。

4 リスト登載養殖業者の遵守事項

リスト登載養殖業者は、以下 (1) から (3) までの全ての事項を遵守しなければならない。

(1) 当該養殖施設の関係者以外の者が当該養殖施設に出入りする必要がある場合、必ず靴底消毒及び手指消毒を行うとともに、関係者以外の者と当該養殖施設で飼育している錦鯉及び飼育水との接触を最小限にすること。また、関係者以外の者の出入りを記録し、その記録を少なくとも記録日以降 1 年間保存すること。

(2) 当該養殖施設で使用する器具は、池若しくは飼育棟ごとに使い分ける、又は使用の都度消毒すること。

(3) リスト登載養殖施設毎に、養殖施設の別表 1 で指定される水産動物・疾病の検査を、①から④までに従って、少なくとも 3 か月以上の間隔をおいて年 2 回行い、感染のないことを確認すること。また、検査結果について、少なくとも検査日以降 3 年間保管すること。

① 検査法は、水産防疫対策要綱(平成 28 年 7 月 1 日付け 28 消安第 1412 号消費・安全局長通知)の病性鑑定指針に基づく方法による。

② 金魚を対象とする SVC 検査は、SVC の発病可能水温で飼育中のリスト登載養殖施設からサンプリングし、実施するものとする。また、サンプリングした金魚は、輸出錦鯉の衛生証明書発行等に関する取扱要領及び中華人民共和国向け輸出錦鯉の衛生証明書発行等に関する取扱要領に基づく臨床症状観察の委任要領(以下、「臨床観察委任要領」という)により県から委任された者が臨床症状を観察し、異常のないことを確認する。

③ 1 回の検査では、試料として 30 尾以上をサンプリングするものとし、5 尾をプールして 1 検体とすることができる。

④ 検査は新潟県輸出錦鯉検査機関認定要領により県が認定した民間機関が実施する。

(4) リスト登載養殖施設以外の施設から水産動物を導入しないこと。

(5) リスト登載養殖施設から水産動物を導入しようとするときは、導入元の養殖施設から別紙様式 8 号の水産動物搬送票を受領するものとする。なお、水産動物搬

送票は導入先のリスト登載養殖施設において、また、その写しは導入元の養殖施設において、それぞれ水産動物導入後少なくとも3年間保存すること。

- (6) 品評会等で養殖施設から一度出て戻ってくる水産動物は、指定疾病の発病可能水温で隔離飼育、又は当該疾病の検査を行い、これらの感染のおそれがないことを確認すること。
- (7) 他養殖施設からの水産動物の導入結果及び(3)の検査結果について、別紙様式9号のリスト登載養殖施設における水産動物の導入結果及び別紙様式10号のリスト登載養殖施設における検査結果により適切に記録し管理すること。また、疾病の発生等で県から水産動物の導入及び検査の記録の求めがあったときには、速やかに県に提出すること。その際には、必要に応じて、水産動物搬送票、検査結果等の関係資料を併せて提出すること。
- (8) 疾病侵入防止のため、日常的に養殖施設内で使用する水、施設内への立入り等の管理や水産動物の状態に十分な注意を払うとともに、施設内において飼育している水産動物に遊泳不良、衰弱、原因不明の大量へい死等の異常が確認された場合は、直ちに県に連絡すること。
- (9) リスト登載の基準、衛生証明書の発行要件等を満たしていることを確認するための県による現地調査及び検査に協力すること。

5 衛生証明書の発行

リスト登載養殖業者又はリスト登載養殖施設の水産動物を扱う輸出業者が、外国に水産動物を輸出するときに、県に対し別表1で指定される水産動物の疾病について衛生証明書の発行を申請する場合は、以下の手続による。なお、リスト登載養殖施設以外の施設で養殖される水産動物について、本要領によらず県が衛生証明書を発行することが可能な場合、本規定はそれを妨げるものではない。

- (1) 衛生証明書の発行を申請する者は、衛生証明書発行申請書（別紙様式第5号）に①及び②を付して県に提出するものとする。
 - ① 生産証明書（別紙様式第6号）
 - ② 直近に実施された4の(1)の検査結果の写し
- (2) 県は、輸出しようとする水産動物について、臨床的な異常の有無を確認する（臨床観察委任要領により委任された者は、別紙様式第7号により臨床症状観察報告を県に提出する。）。その結果、異常がないと認められた場合には、輸出先国が定めた様式又は県が作成し輸出先国が認めた様式により、申請者に衛生証明書を発行するものとする。なお、衛生証明書の翻訳が必要な場合は、申請者が翻訳したものを用意する。
- (3) 衛生証明書を発行しない場合
都道府県は、次のいずれかに該当するときは、当該輸出者に対する衛生証明書を発行しないことができる。

- ① 提出書類について、虚偽の記載若しくはその疑いがあるとき、又は記載すべき事項の記載が欠けていると認められるとき。
- ② 過去に交付を受けた衛生証明書の不適切な使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に衛生証明書を交付した場合に、衛生証明書の適切な取扱いが確保されないと見込まれるとき。
- ③ その他相当の理由があるとき。

(4) 申請の取消し

輸出者は、予定した輸出が中止になるなど、衛生証明書の発行が不要となった場合には、速やかに別紙様式 11 号の取消申請書及び取消しを行う申請の申請書の写し又はその情報を記載したものを提出する。既に輸出者が衛生証明書を受領していたときは、衛生証明書を発行した都道府県に速やかに取消申請書を提出するとともに衛生証明書を返却する。なお、衛生証明書の返却が確認されるまでの間、都道府県は当該輸出者に対して新たな衛生証明書の発行は行わないものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。

6 問題が発生した場合の対応

輸出水産動物に関する疾病発生との連絡を輸出先国から受けるなど、問題が発生したと認められる場合、県は、輸出者、養殖業者等に対して、原因究明・改善の指示、養殖施設の調査、リスト掲載養殖施設のリストからの抹消、証明書の発行停止の指示等の必要な措置を講じるものとし、国と連携して解決に当たるものとする。

7 その他

- (1) 輸出者、養殖業者等は、衛生証明書を発行した県に対し、証明書発行に係る請求を行う権利を有さない。
- (2) 輸出者、養殖業者等は、輸出相手国の規則及び条件について自ら最新の情報を収集するよう努めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、制定の日より施行する。
- 2 新潟県輸出金魚衛生証明書発行等取扱要領（平成 28 年 9 月 1 日制定）は、廃止する。

別表1 (3, 4, 5 関係)

魚種名 (学名)	対象疾病
コイ (<i>Cyprinus carpio</i>)	コイヘルペスウイルス病 (KHV) コイ春ウイルス血症 (SVC)
キングヨ (<i>Carassius auratus</i>)	コイ春ウイルス血症 (SVC)
メダカ (<i>Oryzias latipes</i>)	—